

令和6年度第1回長浜市しょうがい福祉推進協議会 次第

日時：令和6年10月30日（水）13時～

場所：長浜市役所3階 3-B コミュニティルーム

1. あいさつ

2. 自己紹介

3. 議事

(1) 地域生活の支援「あんしん」～しょうがい者虐待防止及びしょうがい者差別  
解消支援について～ 資料1 資料2 資料3

(2) 育ちを支える発達支援「はぐくむ」～長浜市の発達支援について～ 資料4

(3) その他

4. 閉会

## 令和6年度長浜市しょうがい福祉推進協議会名簿

### <協議会委員>

	種 別	所属団体等	氏 名	備 考
1	学識経験者	滋賀県立大学	中村 好孝	
2	保健医療関係者	湖北医師会	山崎 正策	
3		長浜赤十字病院	林 徳子	
4		セフィロト病院	雑賀 正明	
5	商工労働関係者	長浜公共職業安定所	中辻 智希	
6	しょうがい者団体	長浜市身体障害者福祉協会	北川 正子	
7		長浜市手をつなぐ育成会	太田 和廣	
8	社会福祉関係者	長浜米原しょうがい者自立支援協議会	佐野 武和	
9		障害者支援センターそら	下川 並子	
10		長浜市社会福祉協議会	喜多 百合子	
11	教育関係者	滋賀県立長浜養護学校	増田 美智子	
12	行政関係者	滋賀県湖北健康福祉事務所	高木 久代	

<敬称略>

### <長浜市>

	所属	役職	氏 名	備 考
1	健康福祉部	部長	森 宏志	
2		次長	山口 百博	
3	しょうがい福祉課	課長	小寄 多代	
4	しょうがい福祉課	課長代理	眞壁 栄志	
5	発達支援センター	所長	松山 悦子	
6	発達支援センター	副所長	川越 奈津子	
7	発達支援センター	副所長	中川 喜利子	
8	しょうがい福祉課	係長	富永 人志	
9	しょうがい福祉課	係長	細川 功二	
10	しょうがい福祉課	係長	片山 理絵	
11	しょうがい福祉課	主査	花澤 翔	

## ○長浜市しょうがい福祉推進協議会開催要領

(趣旨)

第1条 この要領は、長浜市におけるしょうがい者（児）に関する施策について、総合的かつ計画的な推進を図るため、長浜市しょうがい福祉推進協議会（以下「協議会」という。）を開催することに関し必要な事項を定めるものとする。

(意見等を求める事項)

第2条 協議会において意見又は助言を求める事項は、次のとおりとする。

- (1) 長浜市しょうがい福祉計画に関する事項
- (2) しょうがい者虐待防止に関する事項
- (3) しょうがい者差別解消支援に関する事項
- (4) その他市長が意見を求める必要があると認める事項

(参加者)

第3条 市長は、次に掲げる者のうちから、協議会への参加を求めるものとする。この場合において、参加者の性別構成は、男女いずれも参加者の総数の10分の4以上とすることに努めるものとする。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 関係行政機関の職員
- (3) 関係団体の推薦を受けた者
- (4) その他市長が必要と認める者

(運営)

第4条 協議会の会議は、市長が招集する。

- 2 協議会に座長及び副座長を置く。
- 3 座長及び副座長は、委員の互選により定める。
- 4 座長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 5 副座長は、座長を補佐し、座長に事故があるとき、又は座長が欠けたときは、その職務を代理する。

(関係者の出席等)

第5条 市長は、必要があると認めるときは、協議会に関係者の出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第6条 協議会の庶務は、健康福祉部しょうがい福祉課において処理する。

(補則)

第7条 この要領に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要領は、平成31年4月1日から施行する。

長浜市におけるしょうがい者虐待対応の状況について（H29～R5）

資料1

【養護者による虐待】

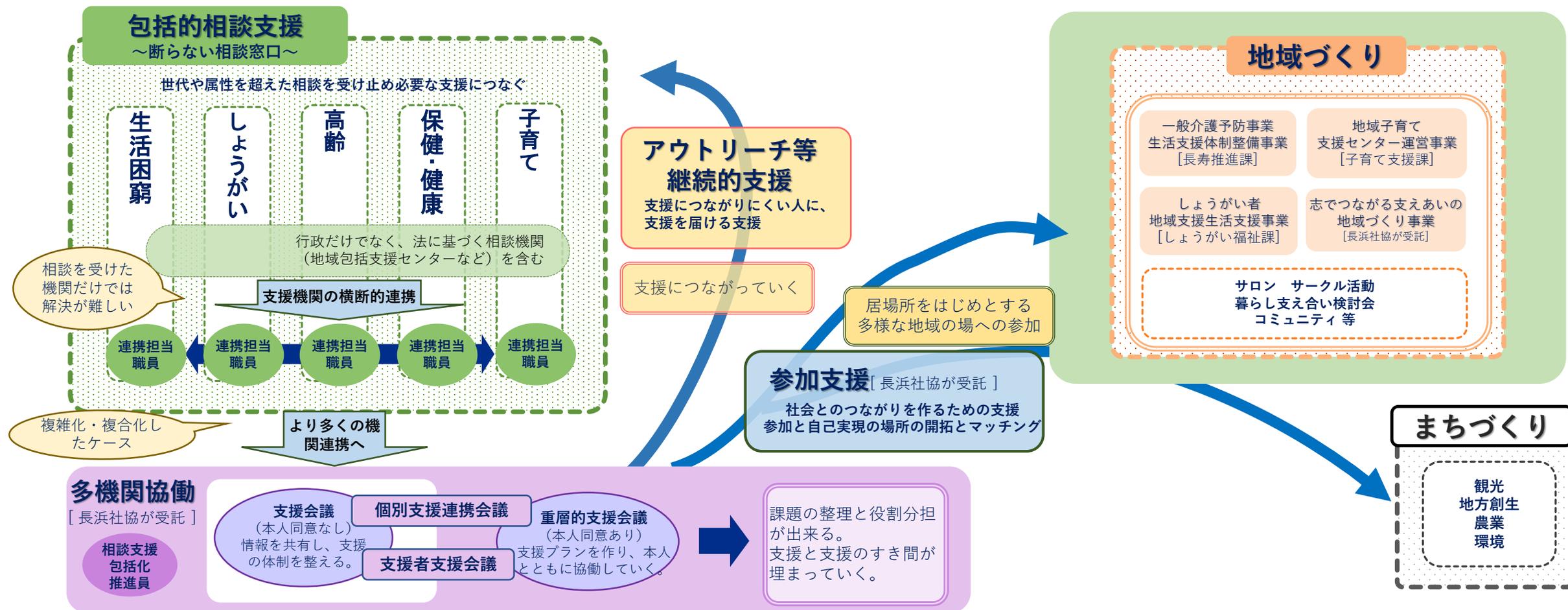
	通報件数	通報者（重複あり）											虐待認定件数	被虐待者											虐待の種別（重複あり）																						
		本人	家族	近隣住民・知人	民生委員	医療関係従事者	相談支援専門員	施設・事業所職員	虐待者自身	警察	行政（市）	行政（県）		その他	性別		年代						障害種別（重複あり）					身体的	性的	心理的	放棄放任	経済的															
															男性	女性	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29						30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44
H29	12	2	1	0	0	0	7	2	0	0	2	1	1	7	4	3	0	3	0	1	3	0	1	3	4	0	0	4	0	6	1	1															
H30	14	2	0	0	0	1	4	0	1	0	0	6	6	2	4	2	2	1	0	1	0	1	5	1	0	0	2	0	3	0	3																
R1	8	1	0	1	0	0	3	2	0	0	0	1	4	2	2	1	1	2	0	0	0	1	3	1	0	0	1	0	1	1	1																
R2	10	0	0	0	0	0	6	2	0	0	1	1	5	2	3	0	1	1	1	1	1	1	4	0	0	0	4	0	3	1	2																
R3	13	0	0	0	0	0	4	6	0	0	3	0	7	2	5	2	4	0	1	0	0	1	4	2	1	0	3	0	2	2	4																
R4	21	4	0	1	0	1	6	6	0	0	2	0	13	2	11	0	3	4	2	3	1	2	8	3	0	0	7	0	7	3	3																
R5	8	0	0	2	0	0	5	0	0	0	1	0	3	0	3	0	0	0	2	1	0	0	1	2	0	0	2	0	0	0	1																

【施設従事者等による虐待】

	通報件数	通報者（重複あり）											虐待認定件数	被虐待者											虐待の種別（重複あり）																						
		本人	家族	近隣住民・知人	民生委員	医療関係従事者	相談支援専門員	施設・事業所職員	虐待者自身	警察	行政（市）	行政（県）		その他	性別		年代						障害種別（重複あり）					身体的	性的	心理的	放棄放任	経済的															
															男性	女性	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29						30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44
H29	5	0	0	0	0	0	0	3	0	0	1	1	3	2	1	0	2	0	0	1	0	3	3	0	0	0	2	0	1	1	0																
H30	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0																
R1	5	0	1	0	0	0	2	2	0	0	0	0	2	2	0	1	0	0	0	1	0	1	1	0	0	0	0	0	2	0	0																
R2	7	0	1	0	0	0	1	3	0	0	0	1	3	2	1	0	0	1	0	1	1	1	2	0	0	0	1	0	3	0	0																
R3	8	0	0	0	0	0	0	7	0	0	0	1	7	1	6	0	0	2	1	2	2	1	6	0	0	0	3	0	5	1	0																
R4	5	0	0	0	0	0	2	3	0	0	0	0	4	2	2	0	0	0	2	1	1	2	2	0	0	0	0	0	2	1	1																
R5	5	0	1	0	0	0	1	1	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0																

# 長浜市の重層的支援体制整備事業

～全体像～



## 支援会議（法106条の6）設置の背景

○これまでの複雑化・複合化した課題を抱える地域住民に対する支援については、関係者間での会議体が法定されていないことから情報共有が進まず、深刻な課題の状態を見過ごしてしまったり、予防的な措置を取ることが困難であったりすることが問題視されてきた。

○このため、**重層的支援体制整備事業では支援会議を法定し、会議体の構成員に対して守秘義務をかけることによって、支援関係者間の積極的な情報交換や連携ができるようになる。**

### 現行制度における課題

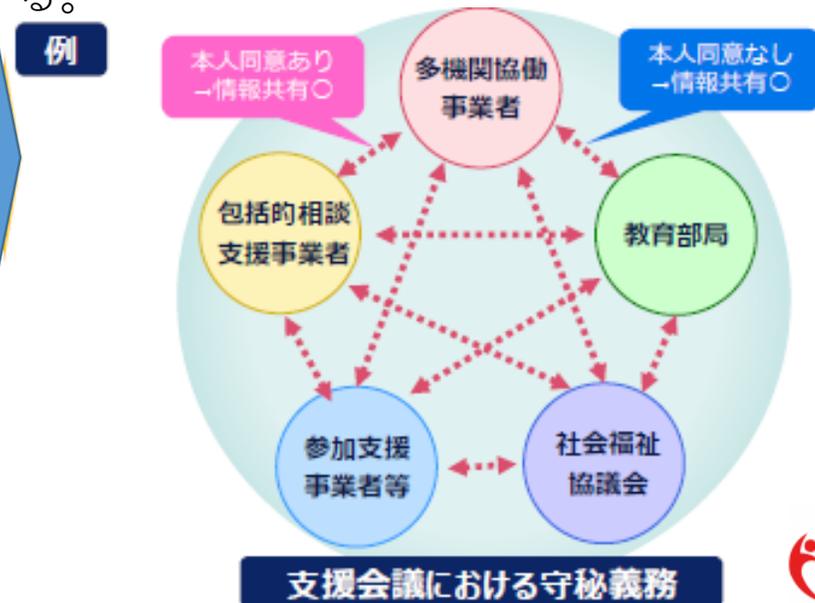
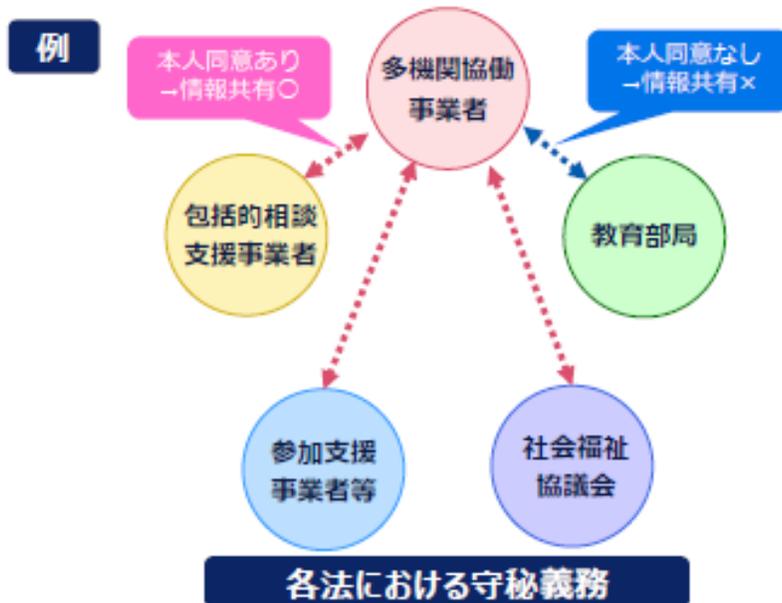
支援における情報共有は本人同意が原則

- ・本人の同意が得られないために支援に当たって連携すべき関係機関との間で情報の共有や連携を図ることが出来ない事案。
- ・共有されていない事案等の中には、世帯として状況を把握して初めて課題の程度が把握できる事案がある。

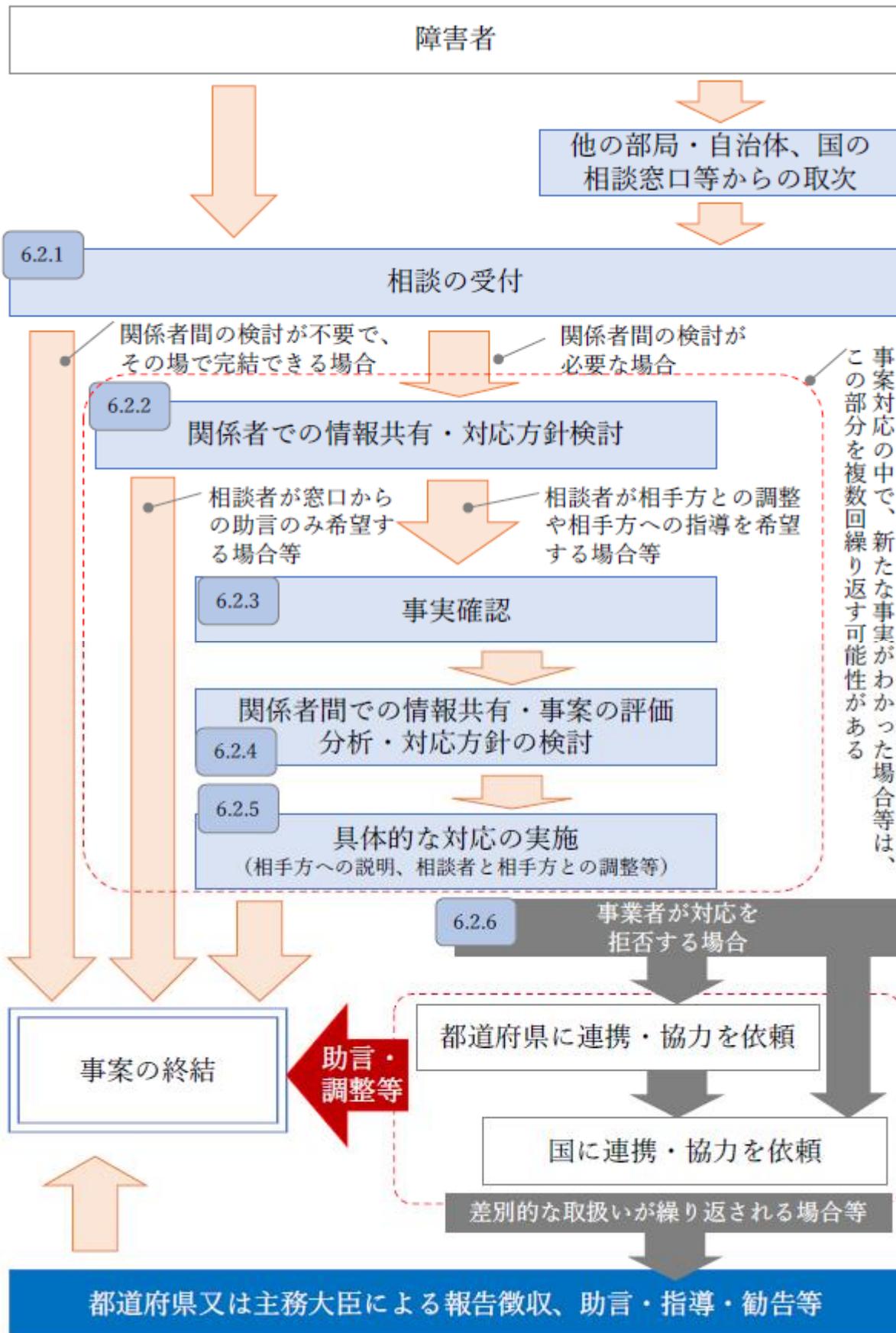
### 支援会議を設置した場合

- ・関係機関がそれぞれ把握している複雑化・複合化した課題が疑われるようなケースの情報共有や支援に係る地域資源のあり方等の検討を行う。
- ・守秘義務の設定

本人同意無しで、関係機関で気になっている複雑化・複合化した課題が疑われるようなケースの情報共有が可能となる。



障害者差別解消法 相談の流れ

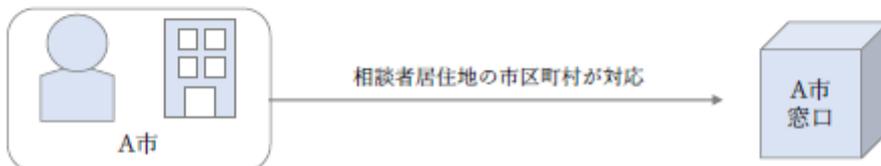


相談の受付に至るまでのルートとして、障害者から直接相談を受ける場合のほか、他の部局や、都道府県・国で設置する相談窓口等から取り次がれる可能性があります。

- 広域的な相談については、以下の役割分担で対応及び調整を行います。

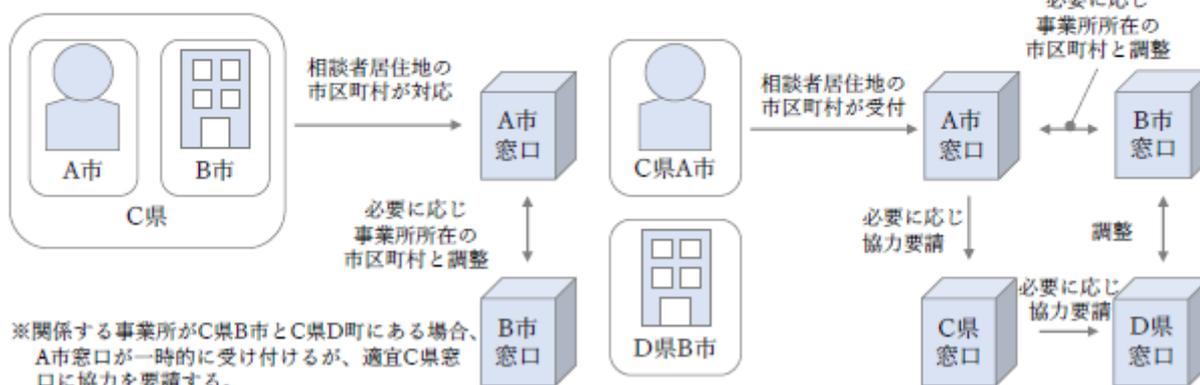
### 障害者からの相談

#### ①居住地方公共団体内にある事業所からの差別的取扱い等に関する相談



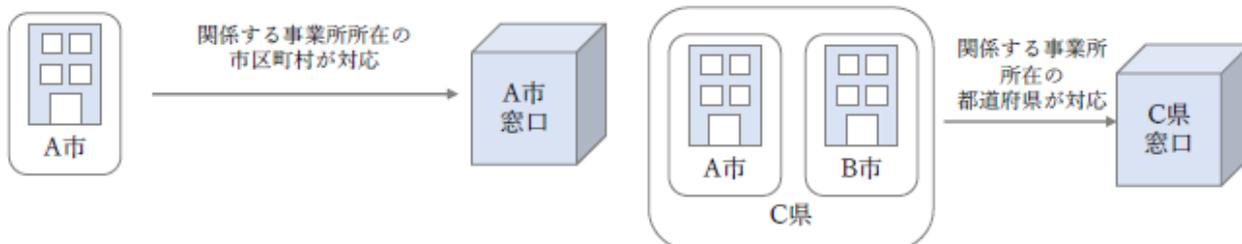
#### ②居住地方公共団体外にある事業所からの差別的取扱い等に関する相談

- A) 相談者の居住地と、関係する事業所の所在地が同一都道府県
- B) 相談者の居住地と、関係する事業所の所在地が別の都道府県

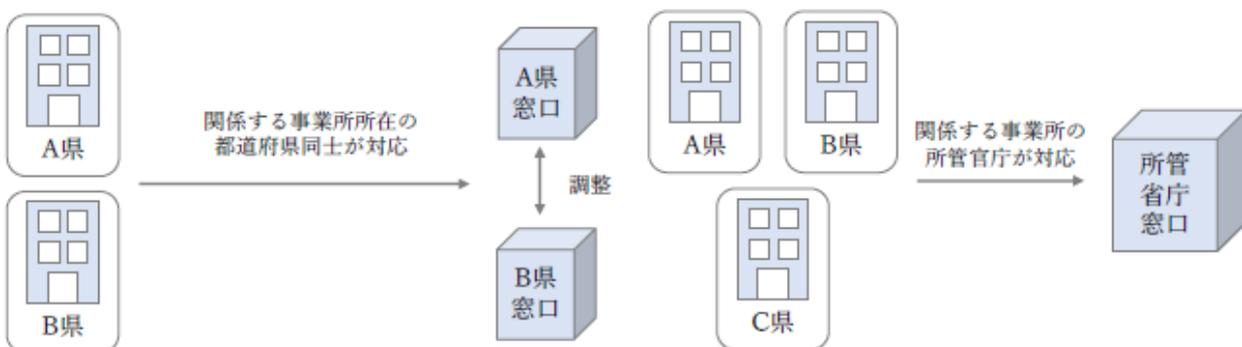


### 事業者からの相談

- ①関係する事業所が1か所のみ
- ②関係する事業所が1つの都道府県のうち、2つ以上の市区町村にまたがる



- ③関係する事業所が2つの都道府県にまたがる
- ④関係する事業所が3つ以上の都道府県にまたがる



# 育ちを支える発達支援「はぐくむ」 ～長浜市の発達支援について～

令和6年10月30日（水） しょうがい福祉推進協議会  
長浜市役所 3Bコミュニティールーム

長浜市発達支援センター

## 発達支援とは



しょうがいのある児・者やその可能性がある児・者に対して、個々の発達状況や特性に応じて、困りごとの解決や、将来の自立と社会参加を目指して支援を行うこと

長浜市では、将来にわたって、持てる力を十分に発揮し、自分らしい生活を送ることができるよう、ライフステージに応じた、切れ目のない支援体制の構築を目指しています

## 長浜市発達支援センターの組織

しょうがい福祉プラン  
育ちを支える発達支援「はぐくむ」  
4つの視点

### 現状と課題解決にむけての取り組み

#### 《就学前と学齢期の支援》

- ▣ 障害児通所支援の現状
- ▣ インクルーシブ保育を推進する保育所等訪問支援
- ▣ペアレント・トレーニング
- ▣ 放課後の支援について(放課後児童クラブの現状)

#### 《青年期・成人期の支援》

- ▣ 現状(相談件数、新規の相談、ひきこもりの相談)

#### 《切れ目のない発達支援体制の構築》

- ▣ 相談支援ファイル
- ▣ 発達支援連携会議
- ▣ 家庭、教育、福祉連携事業

# 発達支援センターの組織

## 健康福祉部

### 社会福祉課

### こども家庭支援課

### 健康企画課

### 地域医療課

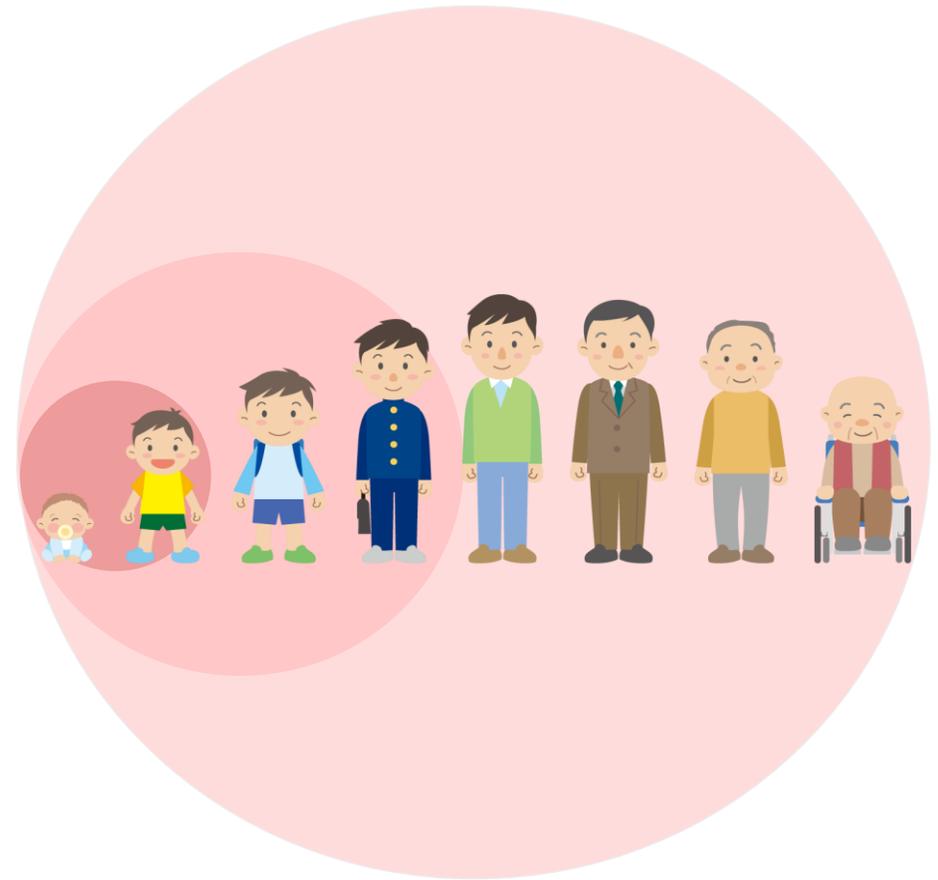
### 健康推進課

### 長寿推進課

### 介護保険課

### しょうがい福祉課

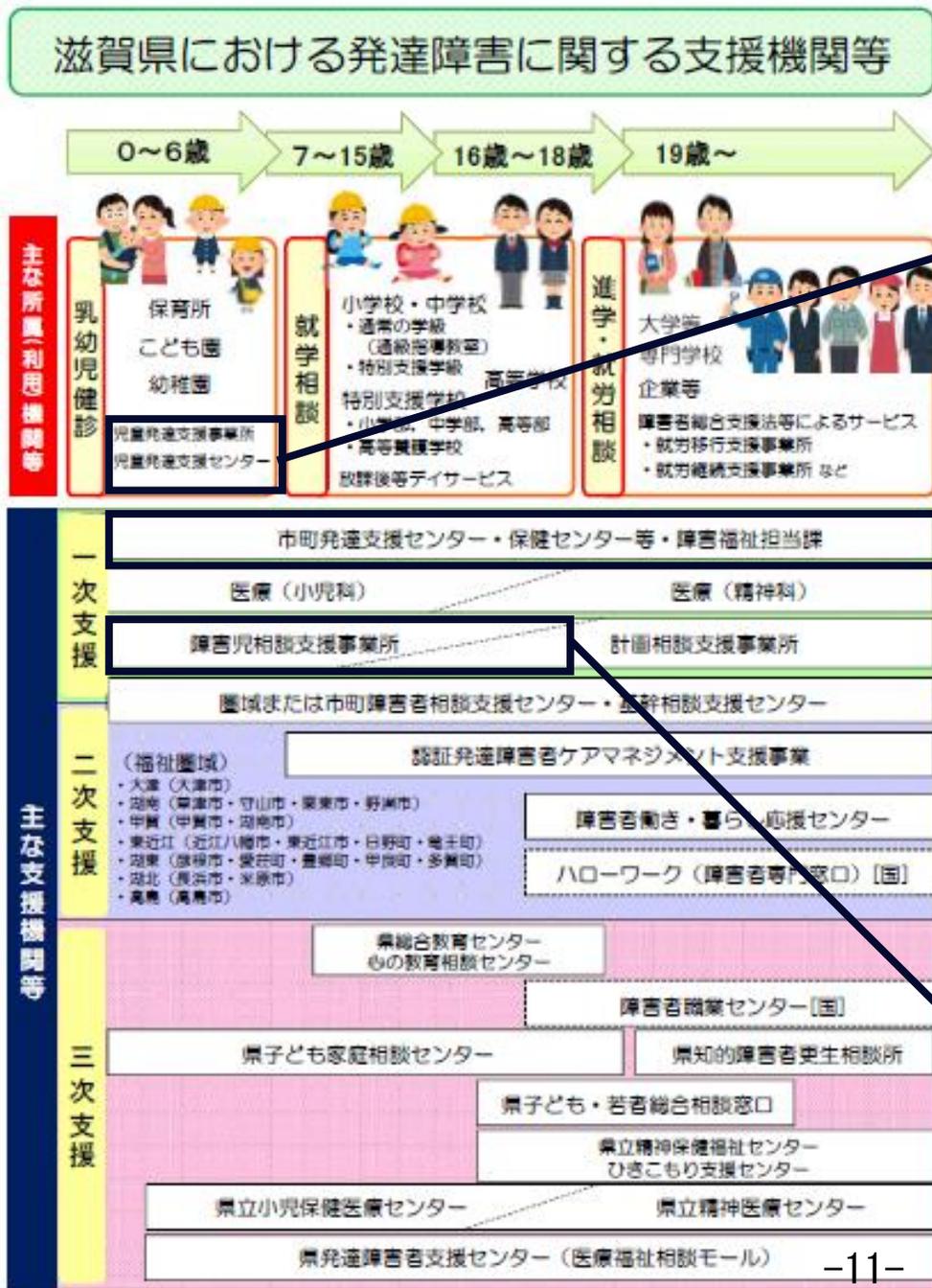
- ▣ しょうがい企画係
- ▣ 自立支援係
- ▣ 相談支援係



## 発達支援センター

- ▣ こども療育室
  - ▣ 長浜市相談支援事業所
  - ▣ 発達支援室
- ウェルセンター  
長浜市役所1階

滋賀県HP  
発達障害者支援関係



《一次支援》  
最も身近で継続的  
な相談を行う市町  
の相談窓口

《二次支援》  
県内6つの圏域にお  
ける関係機関の  
ネットワークを活  
用した支援

《三次支援》  
専門的、かつ広域  
的な機関

長浜市発達支援センター

こども療育室

0~5歳児

- 浜の子園  
児童発達支援センター  
・児童発達支援  
・保育所等訪問支援
- いちご園  
・児童発達支援
- わかば園  
・児童発達支援

- 民間児童発達支援事業所  
・カラフル  
・コペル  
・マネビー  
・まんてん (R7.4~)

発達支援室

全年齢

- 発達相談事業
- 地域巡回相談支援事業  
(巡回相談支援専門員整  
備事業)
- ペアレント・トレーニ  
ング事業  
(発達障害者および家族  
支援事業)
- 発達支援連携会議  
(家庭・教育・福祉連携  
推進事業)

発達相談は重層的に実施  
○0~3歳児  
健康推進課  
(母子保健)

○市内の小中学校在籍児  
教育センター  
(特別支援教育)

長浜市相談支  
援事業所

0~18歳

- 障害児支援利用計  
画の作成
- サービス利用継続  
支援

○民間計画相談事業所



## 児童福祉法

令和4年4月施行 改正児童福祉法  
令和6年7月「児童発達支援ガイドライン」  
「保育所等訪問支援ガイドライン」

### 児童発達支援センターの中核的役割

- ・幅広い高度な専門性に基づく発達支援・家族支援機能
- ・地域の障害児通所支援事業所に対するスーパーバイズ・コンサルテーション機能
- ・地域のインクルージョン推進の中核としての機能
- ・地域のしょうがいのあるこどもの発達相談の入り口としての幅広い相談機能



## 発達障害者支援法

2004年12月 発達障害者支援法  
2016年 改正発達障害者支援法

- ・乳幼児健診や就学時健診における発達障害の早期発見
- ・特別支援教育体制の推進（指導計画の作成推進、いじめ防止対策、福祉機関との連携）
- ・放課後児童健全育成事業の確保
- ・特性に応じた適切な就労機会の確保（就労定着支援を実施）
- ・地域における、自立した生活の支援
- ・発達障害の権利擁護
- ・専門的な医師の確保や専門的知識を有する人材の確保

長浜市しょうがい福祉プラン  
「育ちを支える発達支援 はぐくむ」

1

早期の発達支援



- ・障害児通所支援の充実
  - 児童発達支援
  - 放課後デイサービス
- ・インクルーシブ保育の推進
  - 保育所等訪問支援

2

学齢期の支援



- ・インクルーシブ教育の推進
- ・休日、放課後、長期休暇の支援
- ・幼、保、こども園、小、中、義務教育学校での特別支援教育

3

青年期・成人期の支援



- ・進学、就労支援
- ・本人への支援
- ・居場所づくりと家族への支援

4

切れ目のない  
発達支援の構築



- ・「相談支援ファイル」の活用による継続的な支援の実施
- ・教育と福祉の連携を推進するための方策を検討する発達支援連携会議の定例開催

1



早期の発達支援

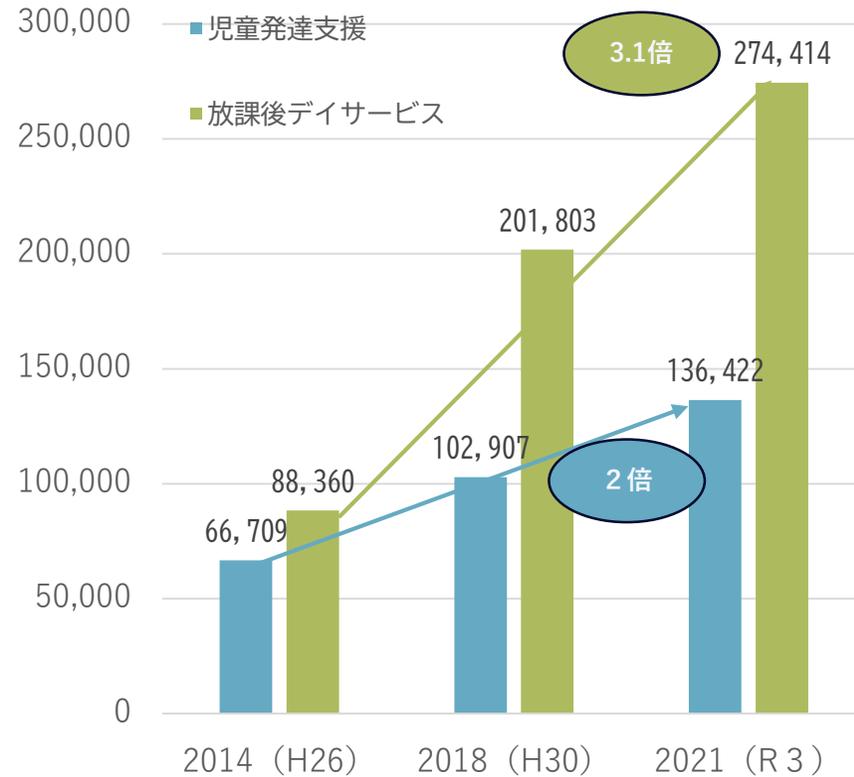
2



学齢期の支援

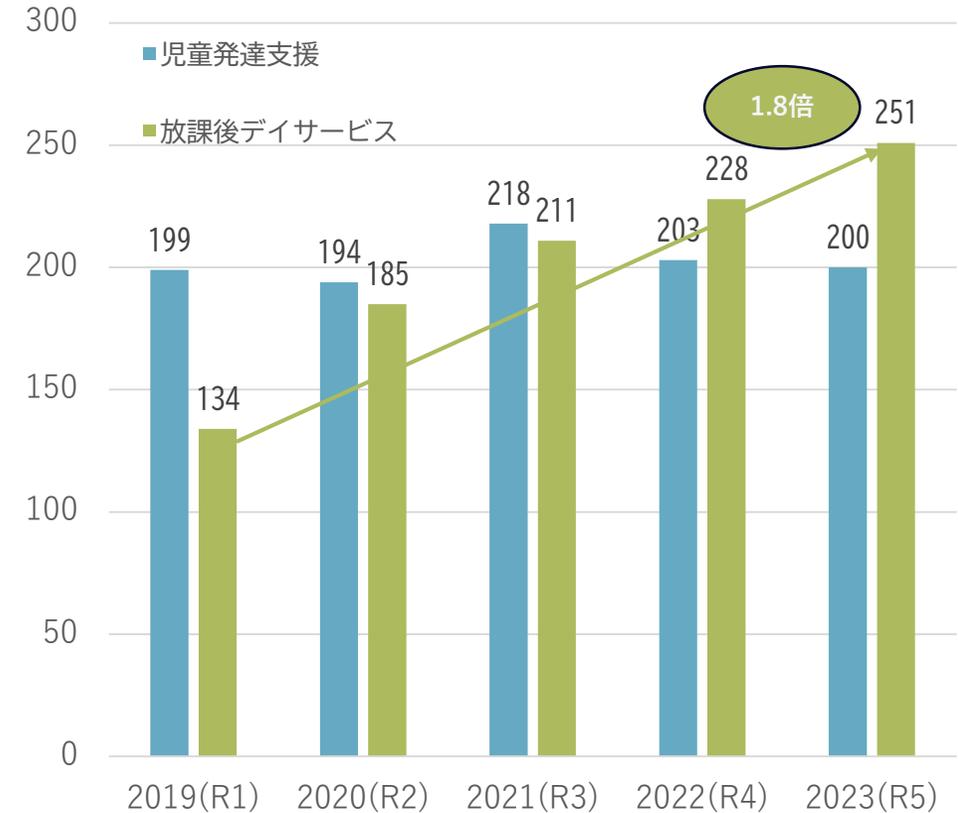
## 児童期（就学前/学齢期）の支援

障害児通所支援（児童発達支援事業/放課後デイサービス）の利用人数は増加傾向にあります。



### 障害児通所支援の現状

厚生労働省「児童発達支援・放課後デイサービスの現状等について」  
R4.12.14 第6回障害児通所支援に関する検討会資料より



### 長浜市障害児通所支援の現状

しょうがい福祉サービス（児童福祉法：受給者証交付）  
毎年度4月1日の受給者数

## 保育所等訪問支援について

保育所等訪問支援は、保育所、幼稚園、認定こども園、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校、乳児院、児童養護施設、放課後児童クラブなど、こどもが集団生活を営む施設を訪問し、集団生活への適応のために、専門的な支援を行うもの

→ 長浜市は、対象となった就学前のお子さんが在籍する、保育園、幼稚園、認定こども園を訪問しています。

1



早期の発達支援

①

### 間接支援

こどもの園での様子を観察し、園の先生に支援の方法を提案します

こどもの観察  
月2回



保護者と懇談  
月1回



園との協議  
月1回

②

### 直接支援

支援員が直接、保育の中に入って、園の先生と一緒に支援を行います

こどもの観察と  
直接支援  
月2回



保護者と懇談  
月1回



園との協議  
月1回

③

### 個別支援

園の一室で、支援員が個別に支援を行います

個別の  
取り出し支援  
月2回



保護者と懇談  
月1回



園との協議  
月1回

すべて在籍園  
で実施

# 保育所等訪問支援について



本人支援

- ・ 5歳児 父と母の3人暮らし（母は、外国籍）
- ・ 発達年齢は、1歳前半で重度の遅れ
- ・ 1対1のかかわりの中で発達していく段階で、集団生活には配慮を要する
- ・ 児童発達支援（療育）での支援の継続が必要だが、両親の就労の関係で通所が困難となる



## 保育所等訪問支援を利用

1



早期の発達支援



# 保育所等訪問支援について



本人支援

## 《直接支援》

- ・園の一室で、本児の好きな遊びを支援員と行う
- ・人への意識と安心感が高まり、園生活の中で、支援加配との関係が深まり、支援加配が「大丈夫」というと安心して行動できるようになる

- ・他者意識をうながす支援を支援加配と実践
- ・支援加配と信頼関係を築くサポートを行う



家族支援

- ・父は子に自閉症のしょうがいがあることは理解されていたが、どのようにかかわるとよいのかわからず、子の睡眠リズムが整わないこともあり、両親で疲弊していた
- ・医療との連携も進み、子の状態が安定するようになる
- ・懇談に両親で参加されるようになり、母が本児の支援に積極的になってくる
- ・両親から家庭の様子について、よいことも悪いことも積極的に話されるようになる

- ・睡眠が安定しないことから両親が疲弊、医療との連携を行う
- ・睡眠が安定してきたことや、両親での懇談を積み上げたことで、両親ともに子育てに積極的になる



園支援

- ・支援開始当初は、本児と支援加配が別室で1対1で過ごしていた。そのため、担任は児の把握ができておらず、集団参加の見通しがもてていなかった
- ・園内でどのように過ごすかを、実際の園生活を通して、園の先生と検討を重ねた
- ・支援加配だけでなく、担任や他の先生にも関わりを持つ機会を作り、別室だけでなく本児のクラスで過ごせることが増えていった

- ・支援加配だけでなく、担任や他の先生と話し合う機会をもつ
- ・集団での生活経験が実現できる本児を含めたクラス運営が考えられるようになる

1



早期の発達支援

## ペアレント・トレーニングについて

発達に支援が必要なこどもの課題は、年齢や環境によって変化します。切れ目のない継続した支援のキーパーソンの一人となるのが親であり、親自身がこどもへのかかわりを学ぶ場を望んでいる多くの声があります。

### R3. 3月 発達支援研修 「こどもの自立のために、今できること」 保護者アンケートより

親のかかわりを学べる機会がほしい

親がどう変わればいいのでしょうか

こどものために何かしたいが、何もできない。毎日悶々としている

どうしたら、自分で行動できる子になるの

こどもが将来自立するために、今、親ができることはなんですか

1



早期の発達支援

ペアレント・トレーニングとは、  
家庭で活かせるこどもとかかわるコツを  
専門的に学ぶプログラム

- ①よいところ探し
- ②こどもの行動のタイプ分け
- ③行動の仕組みの理解
- ④環境調整と指示の出し方
- ⑤上手な注目の外し方



各回90分 全5回の連続講座

ペアレント・トレーニング  
紹介動画



# 放課後の支援について

放課後等デイサービス  
放課後児童クラブ

事業所数  
事業所数

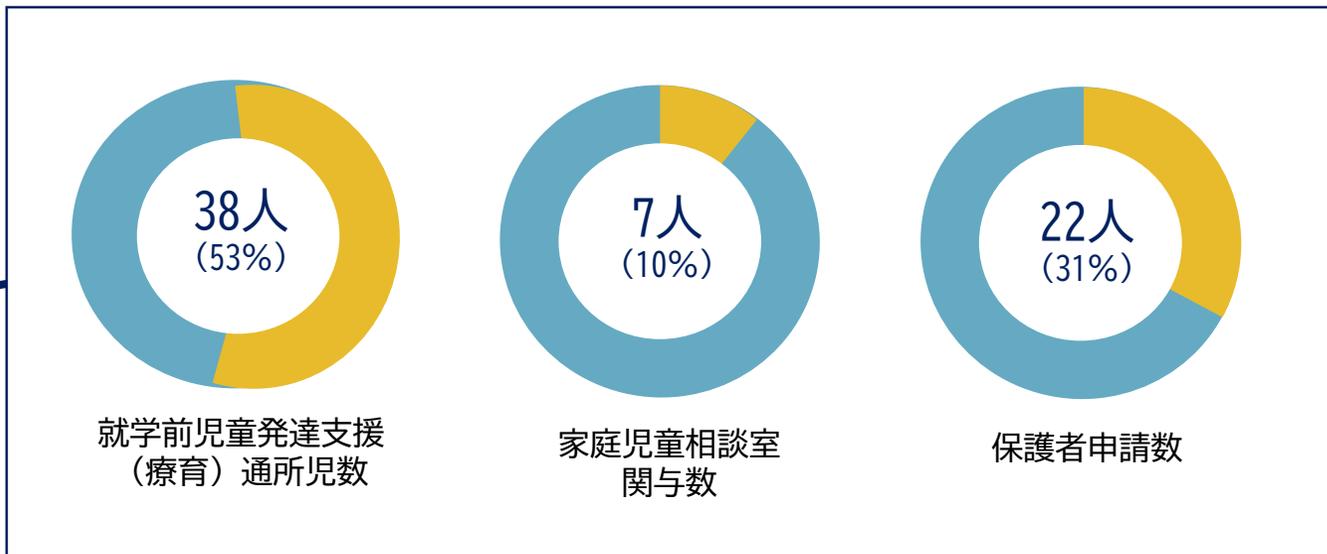
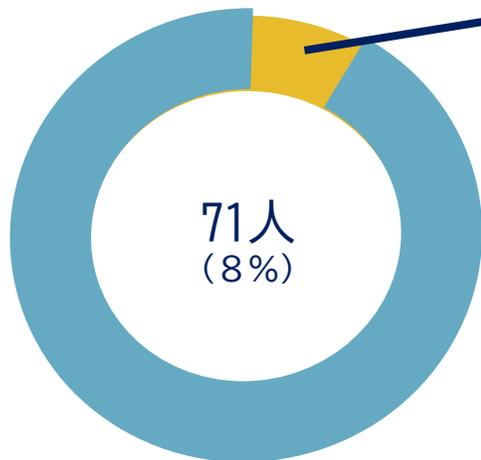
公設0  
公設17

民間17 (米原で利用している事業所1も含む)  
民間22



## 放課後児童クラブの現状

公設児童クラブにおける  
要配慮児の割合(R3)



要配慮相談事業  
《こども家庭支援課》

地域巡回相談支援事業  
《発達支援室》

認証発達障害者  
ケアマネジメント事業  
(湖北圏域)

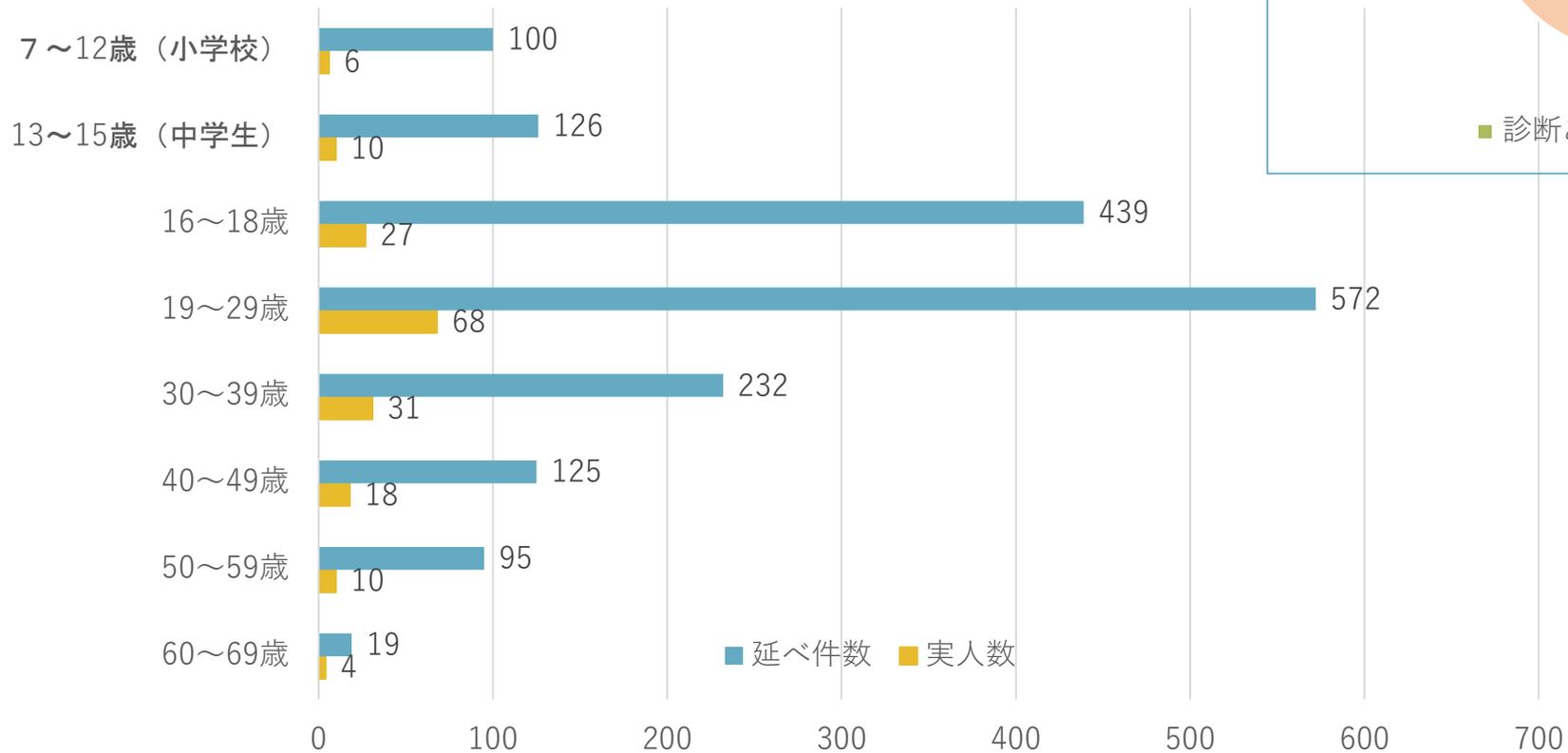
令和4年7月  
発達支援連携会議資料  
公設放課後児童クラブの現状より

# 青年期・成人期の支援

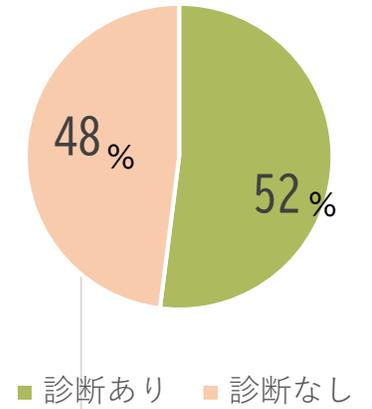
3  
青年期・成人期  
の支援



## 義務教育以降の相談（R5 発達支援室）



## 発達しょうがい等の診断の有無



## 事例

高校1年生 男子 警察からの相談

気づき

アセスメント

支援

①

万引きで継続補導しているが、違和感があると警察から連絡

②

1年留年している。学校ではほとんど寝ている。テストは時間中半分しかできない

③

- ・ 検査を実施
- ・ 書字しょうがい
- ・ ADHD
- ・ 睡眠しょうがいの疑いあり

④

診断、薬の服薬開始し、睡眠、不注意傾向が改善するも、退学となる。高校認定試験を受け、合格。同時に大学も合格

⑤

発達支援室での支援をもとに大学では合理的配慮が認められる。学生寮に入り、アルバイトも始める

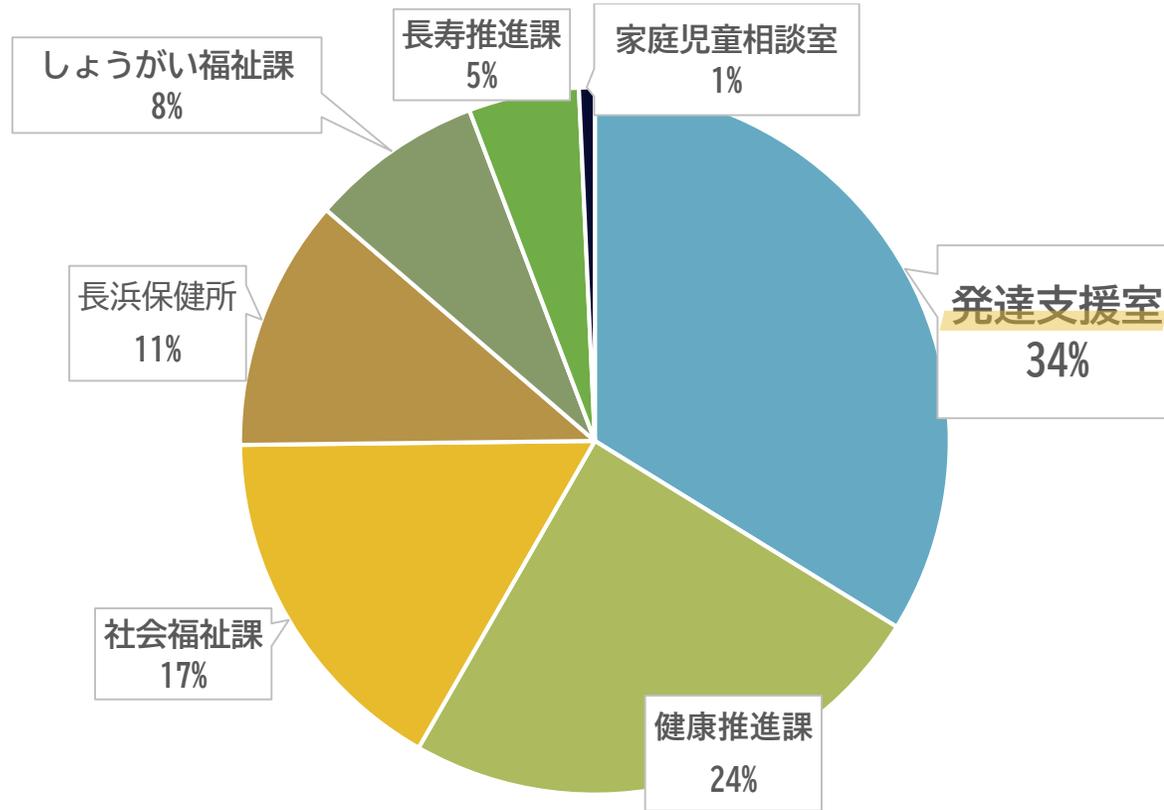
③  
青年期・成人期の支援



- ・ 能力はあり、書字の問題を本児なりの工夫で、中学まで対応できていた
- ・ 1クラスの人数が少なく、不注意の問題は、問題となる程度ではなかった
- ・ 高校で進学校に進み、1クラスの人数の多さ、書字量の増加により、特性が本人の困り感として表面化してきた
- ・ 高校では、本人はもちろん、周囲も気づくことができず「なまけている」と評価。二次しょうがいとして睡眠しょうがいも発症し、ますます「やる気がない」と叱ってやらせようとする。しかし、本人自身ではどうすることもできず、自暴自棄になり、万引きという行動に至っていた

## 青年期・成人期の支援

ひきこもりのきっかけや要因はさまざまであり、原因は1つではありませんが、発達しようがいに関係しているという報告があります



長浜市 引きこもり調査  
(社会福祉課 2024. 3)

家族からの  
相談

様々な窓口で相談受付  
聞き取りから発達しようがいの  
疑い

本人への  
アプローチ

特性を考慮して、アプローチ  
方法を検討し試す

本人との  
出会い

継続して出会うことを目標に  
しながら、アセスメントし、  
支援方針を検討

自己理解と  
社会資源の  
開拓

本人の意向を大切にしつつ、  
「手助けが要るところ」を本  
人と共有していく

社会との  
つながり

本人の希望と特性に応じた社  
会資源につながる

伴走支援

継続できるように本人、家族、  
関係者への支援を継続

3  
青年期・成人期  
の支援



## 相談支援ファイル「つなぎ」

相談支援ファイルは、支援や配慮を必要とする方の支援の情報を整理したもの  
ご家族をはじめ、関係機関の方々が共通理解をして一貫性のある継続的な支援に役立てるもの



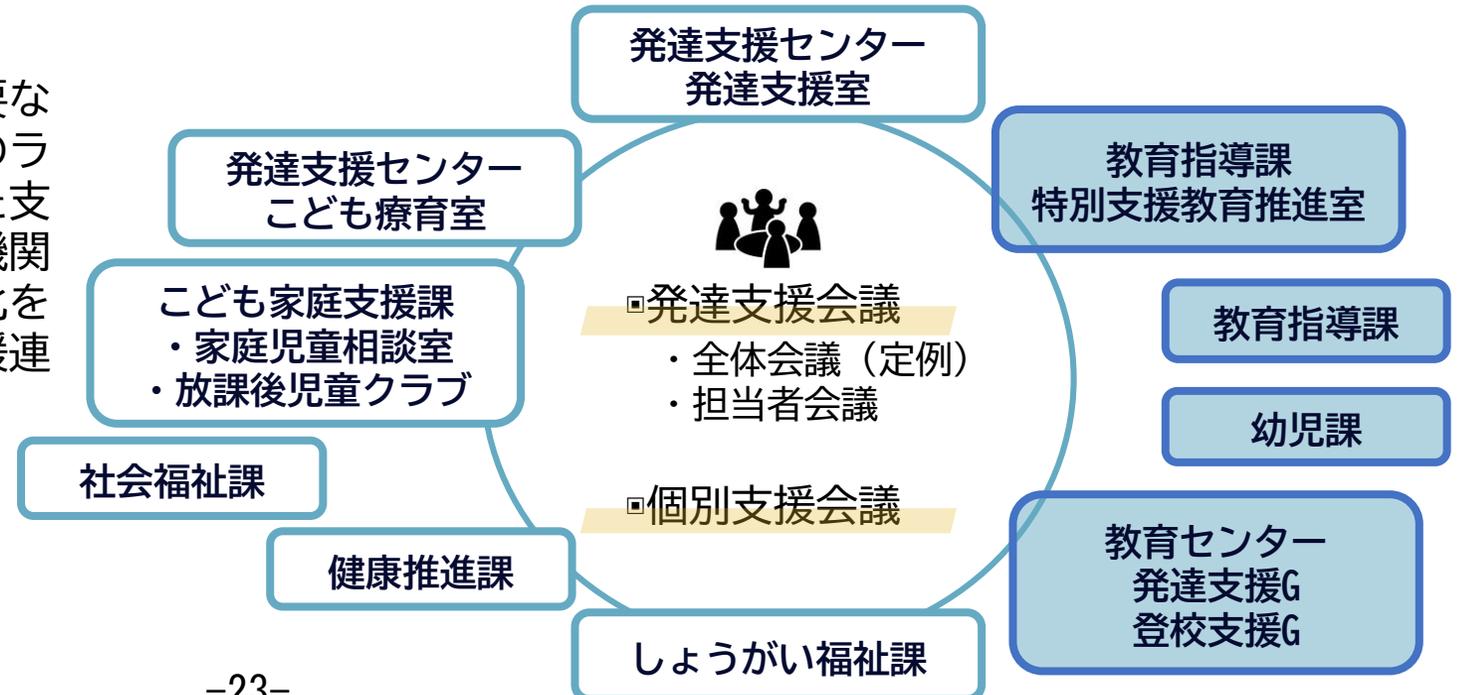
3

切れ目のない  
発達支援体制の  
構築



## 発達支援連携会議

本市における、発達支援の必要な児・者の乳幼児期から老年期のライフステージにおける一貫した支援体制を構築するため、関係機関の連携の在り方や、推進・強化を図ることを目的に、「発達支援連携会議」を令和2年度に設置

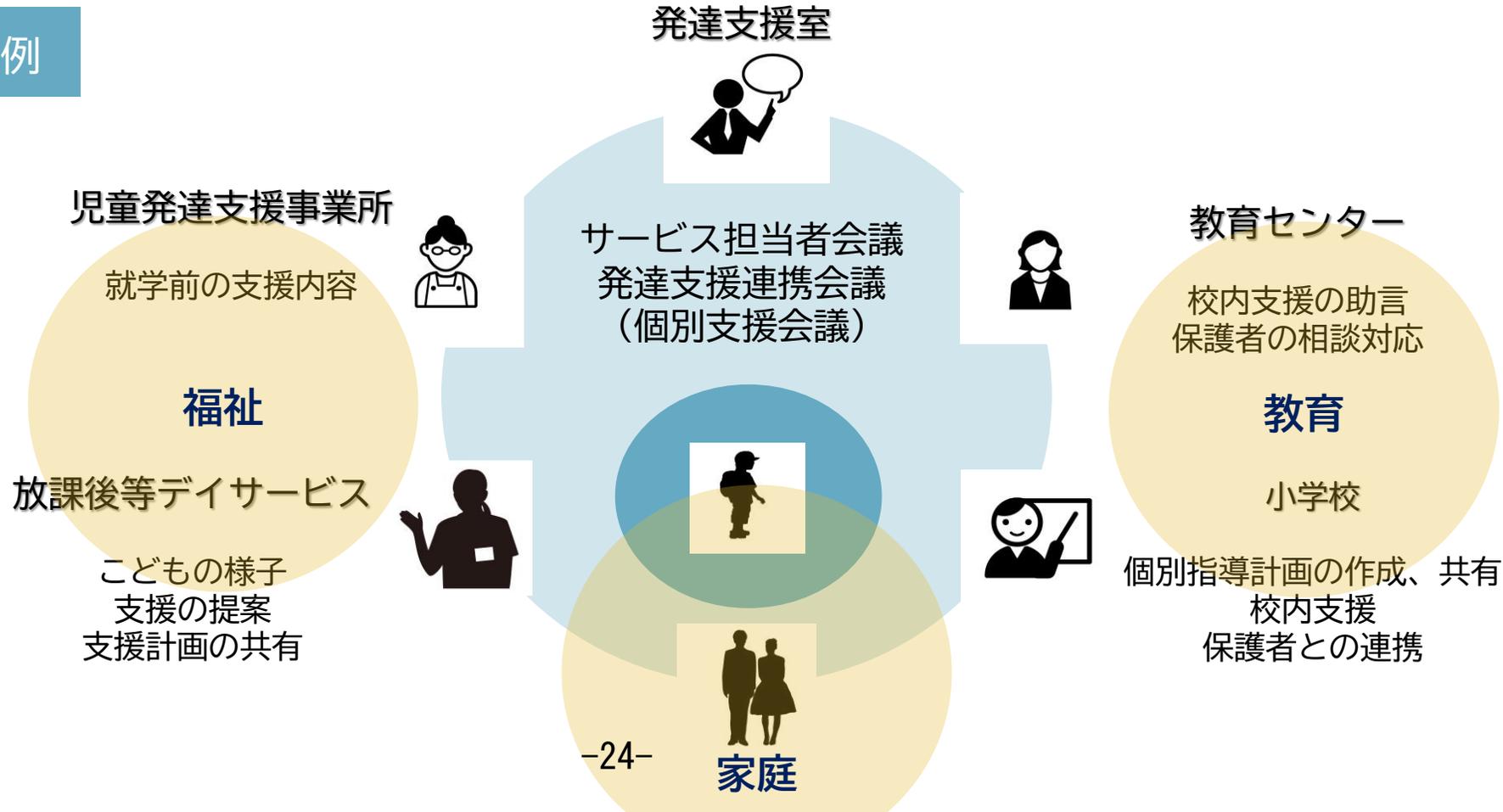


「家庭・教育・福祉連携推進事業」  
(発達障害者支援に関する主な施策の一つ)

＊地域連携推進マネジャーを設置し、教育、福祉、家庭の関係者の関係構築の場の設置や、合同研修会を実施する  
→長浜市は地域連携推進マネジャーは設置していないが、発達支援室の職員がその役割を担う  
長浜市相談支援事業所が担当している場合は、相談支援専門員が担当者会議を開催する

事例

2  
学齢期の支援



## 就学前～義務教育で取り組む必要があること

- ・ 保育所等訪問支援の充実
- ・ パARENT・トレーニングの推進
- ・ 放課後や長期休暇の支援の充実
- ・ 家庭・教育・福祉の連携体制の構築
- ・ 早期から\*自立性スキル\*ソーシャルスキルを支援する取り組みと体制整備

## 青年期・成人期で取り組む必要があること

- ・ 本人支援の充実
- ・ 自己理解や自立性スキル、ソーシャルスキルを学ぶ機会の確保
- ・ 進学、就労支援の強化
- ・ 就労を含む、居場所づくりのための地域の発達しようがいの理解と社会資源の開拓

### ■自立性スキル

適切な自己評価を持ち、自分にできることは確実に行う意欲があって、同時に自分の能力の限界を知り、無理をしすぎない、という力

### ■ソーシャルスキル

社会のルールを守ろうとする意欲があり、自分の能力を超える課題に直面したときは、誰かに相談することができる力

しょうがい者虐待防止、しょうがい者差別防止に関する制度周知、啓発活動  
令和 5 年度 取組状況

■市

- ・市ホームページ 合理的配慮の義務化を周知
- ・市広報 12月号 障害者週間にあわせ虐待防止・差別防止に関する周知啓発
- ・出前講座：10回（民生委員、人権擁護委員、柔道整復師会、発達支援センター、社協、虎姫高校）
- ・しょうがい者の人権をテーマにした人権学習会：13自治会
- ・企業内人権で実施のしょうがい者の人権をテーマにした研修会：45社

■長浜米原しょうがい者自立支援協議会

- ・権利擁護・虐待防止班  
市内の飲食店等に啓発活動、登録の呼びかけ  
※「共生社会サポーター」の登録店舗数：市内 17 事業所（R6.9）
- ・研修会  
福祉事業所向けの虐待防止研修の実施（9/7）  
参加者数：29 事業所（62 人）

※「共生社会サポーター」登録制度

滋賀県が事業所向けの新たな啓発ツールとして制度化。  
店舗に「共生社会サポーターステッカー」を表示し、  
お客様や地域の方などから合理的配慮の申し出があるときに積極的に対応する。



※「ヘルプマーク」

平成 24 年 10 月に東京都によって考案されました。内部障害や人工関節の人など、外見からは事情がわかりにくい人が、援助が必要であると周囲に知らせることを目的としています。滋賀県は平成 29 年 4 月に導入し、長浜市でも普及啓発に努めています。